

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
住民税非課税世帯などを対象に

「臨時特別給付金」支給
～2月1日(火)から申請受付～

コロナ禍における生活・暮らしの支援として、住民税非課税世帯などを対象に支給する「臨時特別給付金」の申請受付を2月1日(火)から開始します。

対象世帯のうち、住民税非課税世帯の世帯主に申請書類(確認書)などを郵送しますので、手続きをお願いします。

▶対象世帯(次の①または②に該当する世帯)

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)に大垣市に住民票があり、世帯全員の令和3年度の住民税(均等割)が課税されていない世帯

②家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年1月以降の家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込額が、住民税(均等割)が非課税となる水準相当額以下となった世帯

※①または②に該当する世帯でも、その世帯全員が、住民税(均等割)が課税されている人に扶養されている場合は対象になりません。また、対象世帯であっても、受給できるのは①または②のどちらかのみです

▶支給額

1世帯当たり10万円

▶申請期間

①住民税非課税世帯 2月1日(火)～5月2日(月)

②家計急変世帯 2月1日(火)～9月30日(金)

▶申請方法

①住民税非課税世帯

2月上旬までに対象と思われる世帯主へ申請書類(確認書)などを郵送しますので、内容を確認して必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申請は郵送のみです

②家計急変世帯

世帯主による申請が必要です。申請書など(市HPからダウンロードまたは、市民会館3階などで配布)に必要事項を記入し、必要書類を添えて、郵送または、市民会館3階の申請窓口(平日開設)へ。

臨時特別給付金コールセンター

問合せ (☎47-5554)

平日の8:30～17:15



市HP

全国瞬間警報システムの
全国一斉情報伝達試験

地震や大規模なテロ、ミサイル攻撃など、国の緊急情報を発信する「全国瞬間警報システム(Jアラート)」。その情報伝達試験が、2月16日(水)午前11時に、全国一斉に行われます。

それに伴い市は、防災行政無線屋外スピーカーと指定避難所などにある戸別受信機からの試験放送、および市メール配信サービス登録者への試験配信を行います。



メール配信サービス

詳しくは、危機管理室(☎47-7385)へ。



自力避難に心配がある皆さん
災害時要援護者台帳に
登録しませんか？

ひとり暮らしの高齢者や障がいがある人などは、災害発生時の避難に手助けが必要な場合があります。災害時要援護者台帳は、こうした人の氏名・住所・緊急連絡先などを本人の同意により登録するもので、自治会などにあらかじめ提供され、災害発生時の援護活動などに活用されます。

自力での避難に心配がある人はご登録ください。

*対象/市内で在宅生活し、災害発生時に本人や家族などによる避難が困難な人で、下表のいずれかに該当する人

*台帳の提供先/自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、警察署、消防署

*申込/社会福祉課(上石津・墨俣地域事務所も可)へ。または、申込書(市HPからダウンロード可)に必要事項を記入のうえ、社会福祉課(〒503-8601 丸の内2-29)へ

*問合せ/社会福祉課(☎47-7256)へ



対象者

65歳以上のひとり暮らし高齢者
要介護認定を受けている人(要介護1以上)
身体障害者手帳を持っている人
療育手帳を持っている人
精神障害者保健福祉手帳を持っている人
その他災害時に地域の援護が必要な人

災害の状況によっては、支援する人が被災する場合があります。「自分の身は自分で守る」ということを心がけてください。

審議会などの傍聴ができます

農業ビジョン策定・推進委員会		担当: 農林課(☎47-8624)
2/9(水)	13:30~15:00	西部研修センター 多目的ホール
・第2次農業ビジョン(案)について ほか		
国民健康保険運営協議会		担当: 国保医療課(☎47-8132)
2/16(水)	13:30~14:30	市役所4階 情報会議室
・令和4年度国民健康保険事業計画(案)について ほか		

ご利用ください! 小・中学校の就学援助

市教育委員会は、子どもを小・中学校へ就学させるにあたり、経済的に負担が大きな世帯に、学用品や学校給食費などの一部を援助しています。

◆対象/次のいずれかに該当する人

①児童扶養手当の支給を受けている世帯

②令和3年中の世帯所得が一定額(世帯状況により異なる)を下回る世帯

③世帯全員が、前年度の市民税が非課税または減免を受けた世帯

◆援助の内容/学用品・通学用品費、校外活動費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費(学校保健法による疾病)など

◆申込/子どもが通う小・中学校へ(申請書は各学校で配布)

申込は、
お子さんが
通う学校へ



問合せ 教育庶務課(☎47-8022)へ